

山形市業務継続計画【地震災害編】（概要版）

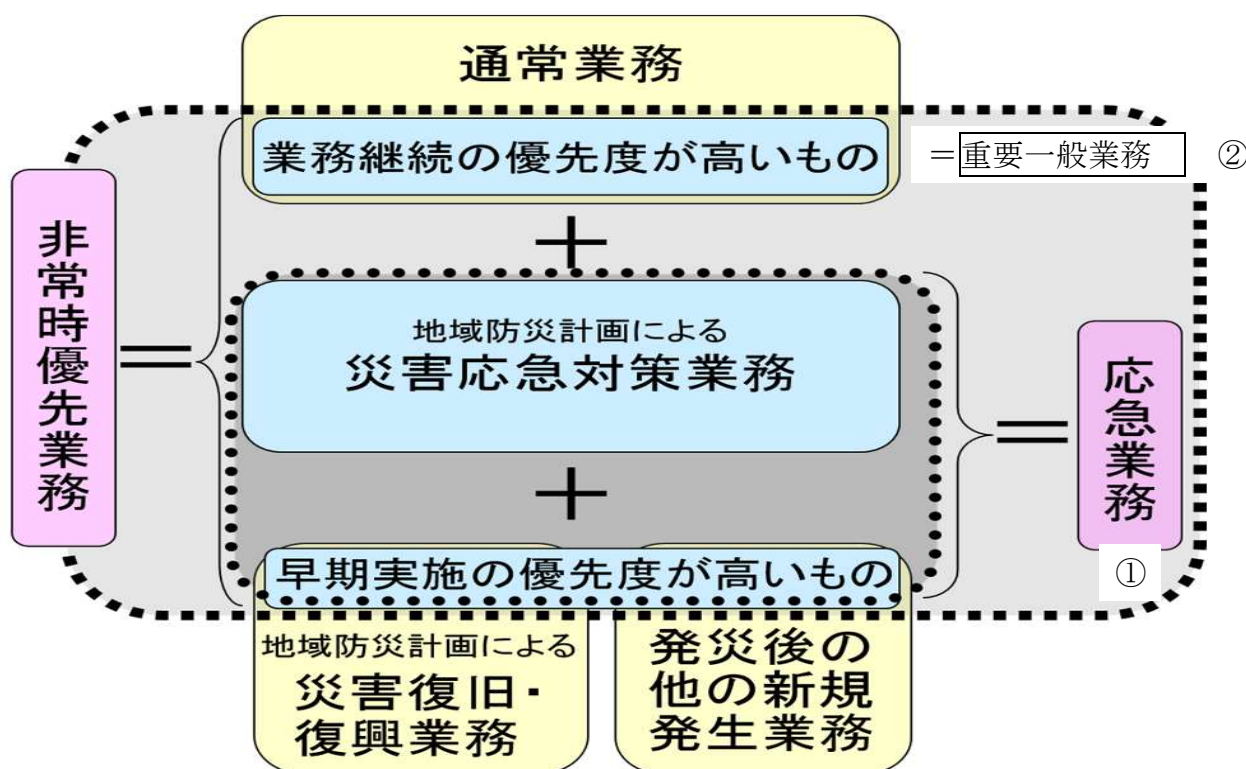
1 本計画の目的等

（1）業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の目的

大規模災害時において山形市地域防災計画に基づく各種対策を適切、円滑、迅速に遂行するため、山形市で行う次の業務（**非常時優先業務**）を優先し取り組むことにより、山形市民の被害を最小限に抑制し、安全安心を確保することを目的とする。合わせて、非常時優先業務の遂行に必要な措置を定めることを目的とする。

○非常時優先業務は下記の2種類の業務がある。

- ①災害等の非常事態における応急対策、復興対策に係る業務（**応急業務**）
- ②通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務（**重要一般業務**）



【内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」の図を一部修正】

（2）基本方針

山形市民、帰宅困難者、市職員の安全を確保し、住民が1日でも早く通常の生活を取り戻すため、本計画は地震発生後において、次の2つの目標の達成を目指す。

- 目標1 応急業務の迅速・的確な遂行による被害の軽減と迅速な復旧・復興業務への着手

目標 2 重要一般業務の円滑な遂行による社会的影響の最小化

(3) 対象とする組織

本計画の対象組織は、市長部局、会計管理者補助組織、議会事務局、各行政委員会事務局（「市長部局等」）とする。

(4) 地域防災計画との関係

山形市地域防災計画は、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。業務継続計画は、大規模な地震発生時に、庁舎や市職員が被災し、活動に制約が生じる状況下にあっても、地域防災計画に定められた業務や業務継続の優先度の高い通常業務等を円滑に実施するためのものである。

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
計画の趣旨	・地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
行政の被災	・行政の被災は特に想定する必要がない	・庁舎、市職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定
対象業務	・災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象	・非常時優先業務を対象（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）
業務開始目標時間	・一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は必要事項ではない	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載

出典：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版」

2 非常事態及び被害等の想定

(1) 非常事態の想定

本計画において想定する非常事態は山形盆地断層帯に起因する地震とし、具体的には、山形市地域防災計画の第2章予防計画に記載の「山形盆地断層帯被害想定」とする。

区分	想定内容
震源地	山形盆地断層帯
マグニチュード	7.8
震度	震度6～震度7
季節・時刻	冬期夕方

(2) 市庁舎等の被害想定

①本庁舎等

- ・本庁舎は使用可能であることを想定する。

②職員

- ・市職員本人や家族の被災を勘案し、参集に制約があること前提とする。

時期	参集可能職員数
発生当日	参集職員の約40%
発生から1日後	参集職員の約60%
発生から2日後	参集職員の約70%
発生から4日後	参集職員の約80%
発生から7日後	参集職員の約90%

③ライフライン等

電力	本庁舎については、非常用発電設備を使用することにより、空調設備を使用しなければ、ほぼ全ての電力の使用が可能。非常用発電装置を配備している施設も同様に発電装置から供給される電力を活用する。
情報通信	防災行政無線、災害時優先電話の発信、衛星携帯電話（通話・メール）、携帯電話（電子メール）、インターネットについては、電源が確保されれば使用可能と想定する。
飲料水・食料	飲料水については、地震発生後、市内に設置される応急給水所からの水を活用する。備蓄食料については、(株)市役所食堂等の民間事業者との応援協定を締結し、流通備蓄により必要量を確保するよう努める。本庁舎のトイレは井戸水を使用しているため、電力が確保できれば使用可能と想定する。

3 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定方法

非常時優先業務は、応急業務、重要一般業務それぞれに市民生活等への影響の実態等を踏まえて抽出・選定を行う必要があるため、応急業務及び重要一般業務の選定作業は次の基準に基づき各所属において行った。なお、非常時優先業務については、概ね1週間以内に開始する必要がある業務のみ掲載することとする。

(2) 非常時優先業務の選定結果

各所属において非常時優先業務（応急業務、重要一般業務）の選定と業務開始目標時間の設定を行った結果は下記のとおりである。

①主な非常時優先業務の内容

業務開始 目標時間		非常時優先業務	
		応急業務	重要一般業務
初動段階	1時間 以内 (初動対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・避難所の開設 ・施設利用者の安全確保 ・災害の状況把握、市民への広報 ・道路、橋りょうなどの障害物除去、応急復旧 ・執務室の安全確認・保全措置、インフラ（特に電力）の確保・復旧 ・情報処理システムの応急復旧 	※不要不急な通常業務は一時休止とし、災害対策を優先する。
	3時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集・伝達 ・警察・自衛隊との連絡・調整 ・食料、物資の総合調整 ・施設の被害調査、応急復旧 ・関係機関への協力要請 	
応急段階	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）に係る業務（応援受入、保健衛生、遺体取扱い、避難所運営支援、食糧・物資供給等） ・交通機関との連絡調整 ・産業関連施設の被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の維持管理など、市民の生命・安全確保に関する業務 ・埋火葬許可及び斎場業務 ・感染症予防業務 など
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） ・り災証明の発行 ・災害に関する各種相談業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉に関する重要業務（高齢者、障がい者、生活保護など） ・在住外国人の支援 ・一般廃棄物処理業務 ・消費生活相談 ・公設地方卸売市場業務 など

復旧段階	1週間以内	・公共土木施設等の災害復旧業務 ・災害ごみの収集	・各種証明書の交付 ・開発行為の指導許可 など
復興段階	1ヶ月以内	・応急仮設住宅工事の発注等	・その他の業務の再開

②所属ごとの非常時優先業務数と業務開始目標時間

ア 応急業務

	1時間	3時間	1日	3日	1週間
総務部・選挙管理委員会・監査委員事務局	41	16	5	8	5
財政部	6	3	3	4	2
企画調整部	10	15	2	3	1
市民生活部	5	5	3	4	2
健康医療部	4	5	2	0	0
環境部	8	3	1	3	1
福祉推進部	6	9	7	0	3
こども未来部	5	3	1	0	0
商工観光部	5	7	4	0	0
農林部・農業委員会	9	3	21	0	1
まちづくり政策部	6	5	9	6	1
都市整備部	15	9	3	8	1
会計管理者補助組織	1	0	2	0	0
議会事務局	3	2	0	0	0
教育委員会	19	16	5	5	2
合計	143	101	68	41	19

イ 重要一般業務

	1時間	3時間	1日	3日	1週間
総務部	3	1	2	4	11
財政部	1	1	6	8	9
企画調整部	2	3	4	1	2
市民生活部	2	0	3	4	10
健康医療部	2	2	6	1	36
環境部	5	0	4	7	1
福祉推進部	0	2	2	11	4
こども未来部	0	0	10	8	13
商工観光部	0	0	1	0	0
農林部	0	0	4	5	3
まちづくり政策部	0	0	6	7	10
都市整備部		10	2	1	0
会計管理者補助組織		0	0	8	0
議会事務局		0	0	1	1
教育委員会		1	1	5	9
選挙管理委員会		0	0	1	0
監査委員事務局		0	0	0	2
農業委員会		0	0	1	3
合計		26	12	65	71

4 非常時優先業務の実施体制

①本庁舎等

- ・本庁舎は使用可能であることを想定するが、万一本庁舎が使用できなくなった場合は、本部機能を国際交流プラザ、当該施設も使用できない場合は総合福祉センターに移転する。
- ・本庁舎以外の施設については、原則、地震発生時は通常の施設利用を中止し、非常時優先業務のみを行う。

②職員

- ・地震発生時における参集職員については、山形市災害対策本部／災害対策運営会議運営マニュアル（運営マニュアル）に定めるとおりとするが、震度5弱以上の地震が観測された場合は、動員2号体制となり全職員が参集されることとなるため、本計画の被害想定では動員2号体制が前提となる。
- ・地震発生時、各部等の主管課は職員の参集状況を集約し、部等内の配置調整を行う。部等間の再配置調整だけでは対応が困難な場合は、部局間の職員配置について調整を行う。市職員だけでは人員が不足する場合、国、県、災害応援協定締結都市等への応援要請を行う。

③指揮命令系統

- ・大規模地震発生時には、市長を本部長とする災害対策本部で指揮、命令を行う。
- ・本部長は、発災後速やかに対策本部に移動する。移動が困難な場合は、対策本部との間に通信を確保する。
- ・各所属において責任者が不在の場合、「山形市事務代決及び専決に関する規程」等に基づき、遅滞なく代決権者が代決する。

5 本計画の継続的改善

本計画については、今後、市長部局等に係る組織改正、業務内容の変更、施設や設備の変更等があった場合に必要な改定を行うほか、防災訓練等の機会をとらえて検討を行い、課題を抽出した上で、必要な改善を加えるとともに内容の充実化を図り、継続的に業務継続力の向上を目指す。